

根抵当権の極度額の変更 宅建 H12-05-2 <<#595>>

【問】 正誤をつけよ。

根抵当権の極度額は、いったん登記がされた後は、後順位担保権者その他の利害関係者の承諾を得た場合でも、増額することはできない。

【答え】 誤り

<<ポイント>> 根抵当権の極度額の変更【発展知識】

根抵当権の極度額の変更は、利害関係を有する者の承諾を得なければ、することができない。（民法 398 条の 5）

※ 極度額の変更

- ・極度額が登記された後でも、**変更できる**
- ・**利害関係を有する者の承諾**が必要
ex. 増額変更 ⇒ 後順位抵当権者の承諾
- ・**元本確定の前**でも、**後**でも、極度額の変更はできる
- ・極度額の変更の**登記**をしなければ、**その効力を生じない**